



平成29年5月1日

## 平成29年度さいたま市リーディングエッジ企業認証申請 募集要領

さいたま市では、独創性・革新性に優れた技術を持つ市内の研究開発型ものづくり企業を「さいたま市リーディングエッジ企業」として認証するため、下記のとおり認証申請を募集します。

認証された企業には、さいたま市が企業情報の発信を行うとともに、公益財団法人さいたま市産業創造財団をはじめとする支援機関と連携しながら、独自に企画された企業支援を実施し、認証企業の国際競争力向上とさいたま地域発のイノベーション創出をめざします。

### 記

#### 1 申請の資格

さいたま市内に本社、研究開発拠点又は主たる製造拠点を有し、研究開発活動に継続的かつ重点的に取り組む企業であって、以下の産業分類に該当する製造業者。

企業規模は問いませんが、1年以上の事業継続の実績（市内であることは問いません。）を有することとします。

産業分類（総務省 日本標準産業分類（平成25年10月改定））

製造業（大分類E）のうち、

- ・化学工業（中分類16） ・プラスチック製品製造業（中分類18） ・ゴム製品製造業（中分類19） ・非鉄金属製造業（中分類23） ・金属製品製造業（中分類24）
- ・はん用機械器具製造業（中分類25） ・生産用機械器具製造業（中分類26）
- ・業務用機械器具製造業（中分類27） ・電子部品・デバイス・電子回路製造業（中分類28） ・電気機械器具製造業（中分類29） ・情報通信機械器具製造業（中分類30）
- ・輸送用機械器具製造業（中分類31）

#### 2 認証の継続の申請

平成26年度に認証を受けた企業は、本年度末に認証の有効期間が満了します。継続して認証を受けようとする場合は、本募集において認証の継続を申請してください。

#### 3 認証の視点

認証（又は認証の継続）にあたっては、次の事項を総合的に審査します。



#### ①独自性・先進性

他者技術との差別化された国際競争力のある高度で先進性がある技術を有しており、産業財産権を取得し管理していること。

#### ②市場性

市場規模を有する適切なターゲットの対象市場で一定の占有率（シェア）を獲得していること。

#### ③計画実現性

適切な事業計画を有し、その事業化に必要な経営資源や社内体制、社外ネットワークを有していること。

#### ④将来性・発展性

保有する技術によりイノベーションが創出されるとともに、多様な応用が期待できこと。保有する課題に対し解決方法が明確であること。

#### ⑤社会的価値での総合評価

保有する技術により社会的課題の解決が期待でき、保有する技術をもとに国際的なシェアを取ることができること。また、雇用の拡大、地域活性化に貢献できること。

### 4 認証の特典

認証された企業には、さいたま市リーディングエッジ企業認証書を交付するとともに、さいたま市リーディングエッジ企業の名称及びロゴマークの使用権利のほか、以下の特典があります。

#### (1) 企業情報の発信

- ①認証企業紹介冊子「さいたま市リーディングエッジ企業 2018」の掲載
- ②経済専門紙新聞におけるさいたま市による PR 広告掲載
- ③さいたま市ホームページにおける企業情報の発信
- ④その他、国際認知度向上を目指したプロモーションの実施 等

#### (2) 企業支援の実施

- ①公益財団法人さいたま市産業創造財団や産学連携支援センター埼玉と連携して実施するさいたま市リーディングエッジ企業独自の企業支援
- ②連携している産業支援機関等による支援 等

### 5 認証期間

認証決定の日から平成 33 年 3 月 31 日まで。

認証の有効期間は、認証を決定した日から 3 年を経過した日以後の最初の 3 月 31 日までとなります。平成 29 年度認証申請に係る認証決定は平成 29 年 11 月 8 日を予定しています。



## 6 募集期間及び応募方法

- (1)募集期間 平成 29 年 5 月 1 日（月）から 5 月 31 日（水）（郵送の場合は 5 月 31 日消印まで有効）
- (2)応募方法 7 に掲げる申請書類を、さいたま市産業展開推進課あてに持参又は郵送

## 7 申請書類

さいたま市リーディングエッジ企業認証制度要綱及びさいたま市リーディングエッジ企業認証審査基準を確認の上、以下の書類を提出してください。

認証制度要綱、認証審査基準及び指定する様式は、さいたま市ホームページからダウンロードできます。

	書類名称	提出部数
1	さいたま市リーディングエッジ企業認証申請書（様式第 1 号）※ （提出部数のうち、1 部は原本、1 部は写しとします。）	2
2	登記簿、定款その他の書類で会社の設立及びさいたま市内の立地を証明する書類の写し（認証の継続を申請する場合は、省略）	2
3	直近の法人市民税納税証明書の写し	2
4	会社案内、製品カタログその他製品、技術等を紹介するもの	20
5	申請に係る製品又は技術の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権等産業財産権に関する証明書類（申請書を含む。）の写し	2
6	有価証券報告書を作成している企業：直近の有価証券報告書の写し及び直近 3 期分の会計監査人の監査報告書の写し 有価証券報告書を作成していない企業：直近 3 期分の法人税申告書一式（法人税申告書、決算書）の写し、直近 3 期分の監査報告書の写し（公認会計士による会計監査を受けている企業のみ）及び「中小企業の会計に関する基本要領」の適用に関するチェックリストの写し（確認を受けている企業のみ）	2
7	企業コンプライアンスチェックリスト（様式指定） （提出部数のうち、1 部は原本、1 部は写しとします。）	2

※認証の継続を申請する場合は、さいたま市リーディングエッジ企業継続認証申請書（様式第 5 号）

## 8 認証の審査及び決定

### (1) 認証の審査

書類審査及びプレゼンテーション審査により認証の審査を実施します。企業プレゼンテーションの実施については、申請内容の確認後、平成 29 年 6 月下旬頃通知します。

### (2) 認証の決定

さいたま市研究開発型企业認証審査委員会による認証の審査を経て、さいたま市長が認証の決定を行います。平成 29 年 11 月 8 日に認証式を開催する予定です。



## 9 認証までのスケジュール

①認証申請募集	平成29年5月1日～5月31日
申請内容の確認	平成29年6月
②書類及びプレゼンテーション審査	平成29年7月下旬～8月上旬 企業プレゼンテーションの実施を6月下旬に通知します。
認証申請企業訪問	平成29年8月下旬～9月上旬 企業訪問の実施、追加資料の提出を依頼する場合があります。
③認証の決定	平成29年11月8日 認証式を開催する予定です。

※スケジュールは現時点の予定であり、都合により変更する場合があります。

## 10 留意事項

- ①提出された書類は、認証の可否に関わらず返却いたしません。
- ②法令遵守状況、経営状況等について、機密保持の契約を締結した委託先にて申請内容の確認を実施します。申請内容の確認の結果によっては審査に至らない場合があります。
- ③申請内容に関する特別なノウハウや秘密事項については、あらかじめ法的保護を行うなど、応募者の責任で対応してください。
- ④申請内容に関する個人情報については、本事業の実施に伴う事項、本市が実施する各種事業のご案内のみに利用させていただきます。
- ⑤申請内容等に関する個別のお問い合わせについては一切お答えできません。
- ⑥申請資格、募集対象等に違反する事項があった場合には、失格又は認証取消しとする場合があります。
- ⑦申請やプレゼンテーションなどに要する経費については、応募者の負担となります。

### 応募先及び問い合わせ先

さいたま市経済局商工観光部産業展開推進課 新産業育成係  
〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4  
TEL 048-829-1371 FAX 048-829-1944  
E-mail sangyo-tenkai-suishinka@city.saitama.lg.jp

※平成25年度以前のさいたま市テクニカルブランド企業認証事業は平成26年度よりさいたま市リーディングエッジ企業認証支援事業として新たに取り組みを始めております。